小沢一郎を追い込んだ検察審査会と最高裁の闇

・民主代表選30分前の起訴議決は、“架空議決”だった

・森裕子前参院議員はなぜ一市民を提訴したのか

志岐　武彦　・　黒薮　哲哉

2014年5月24日　（大阪）ロフトプラスワンウエストにて

目　次

1　小沢陸山会事件とその影響
2　最高裁と検察審査会の関係（最高裁判所組織図）
3　検察審査会による強制起訴とは
4　議決当初から存在した“架空議決”疑惑
5　“架空議決”と判断した理由
　①　9月8日「議決は10月末公算」とリークしたのに、9月14日に議決
　　（議決が1か月半も早まった）
　②　検察官説明なしの起訴議決
　　（審査会議が開かれていたら、説明なしの起訴議決はない）
　③　最高裁事務総局は早くから“架空議決”の準備をしていた
　④　審査員実在の証拠を一切示すことができない
　⑤　不可解な審査員日当旅費支払（会計検査院も隠蔽工作に荷担）
6　森裕子前参院議員の一市民提訴事件
　①　提訴の背景に検察捏造報告書誘導説と最高裁架空議決説の対立
　②　捏造捜査報告書流出事件から、検察誘導説が俄然優勢に
　③　捏造捜査報告書を流出させた犯人は？その目的は？

小沢陸山会事件とその影響

① 東京地検特捜部は「陸山会」の土地購入に関する政治資金報告書虚偽記載容疑で大捜査した。が、2010年2月小沢氏を嫌疑不十分で不起訴。石川・池田・大久保元秘書は起訴され、一審で有罪。
② 2010年2月、市民団体が小沢氏の不起訴決定に対し東京第五検察審査会に不服申し立て
③ 同年4月27日、同検察審査会は第1段階の審査で「起訴相当」議決
（議決発表は同日）
④ 同年9月14日、第2段階の審査で「起訴相当」議決
（議決発表は10月4日）
⑤ 2011年1月、指定弁護士が検察役になり、小沢氏を強制起訴
⑥ 2012年4月、第一審無罪判決
⑦ 2012年11月、第二審無罪判決

3年近く、小沢氏は政治活動を大きく制約された。刑事被告人を理由に小沢氏を排除した民主党は総選挙で惨敗。小沢氏も少数野党の党首に転落。
これらの結果が第二次安倍政権の誕生へと繋がった。
検審イカサマ起訴議決が日本の政治の流れを大きく変えたことになる。

最高裁と検察審査会の関係(最高裁判所の組織図)

検察審査会は、最高裁事務総局の下部組織である
最高裁事務総局が全てを管理している

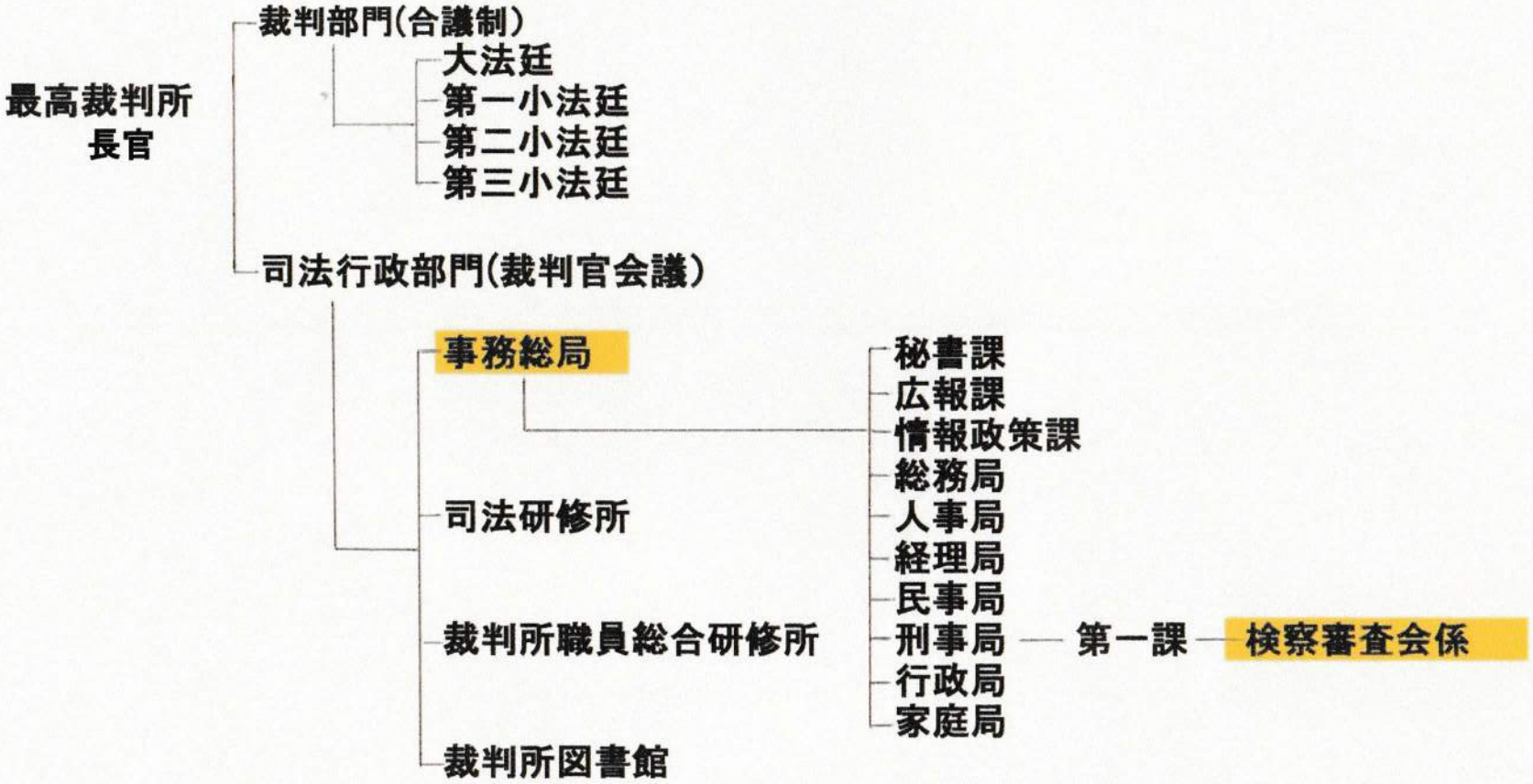

検察審査会による強制起訴とは

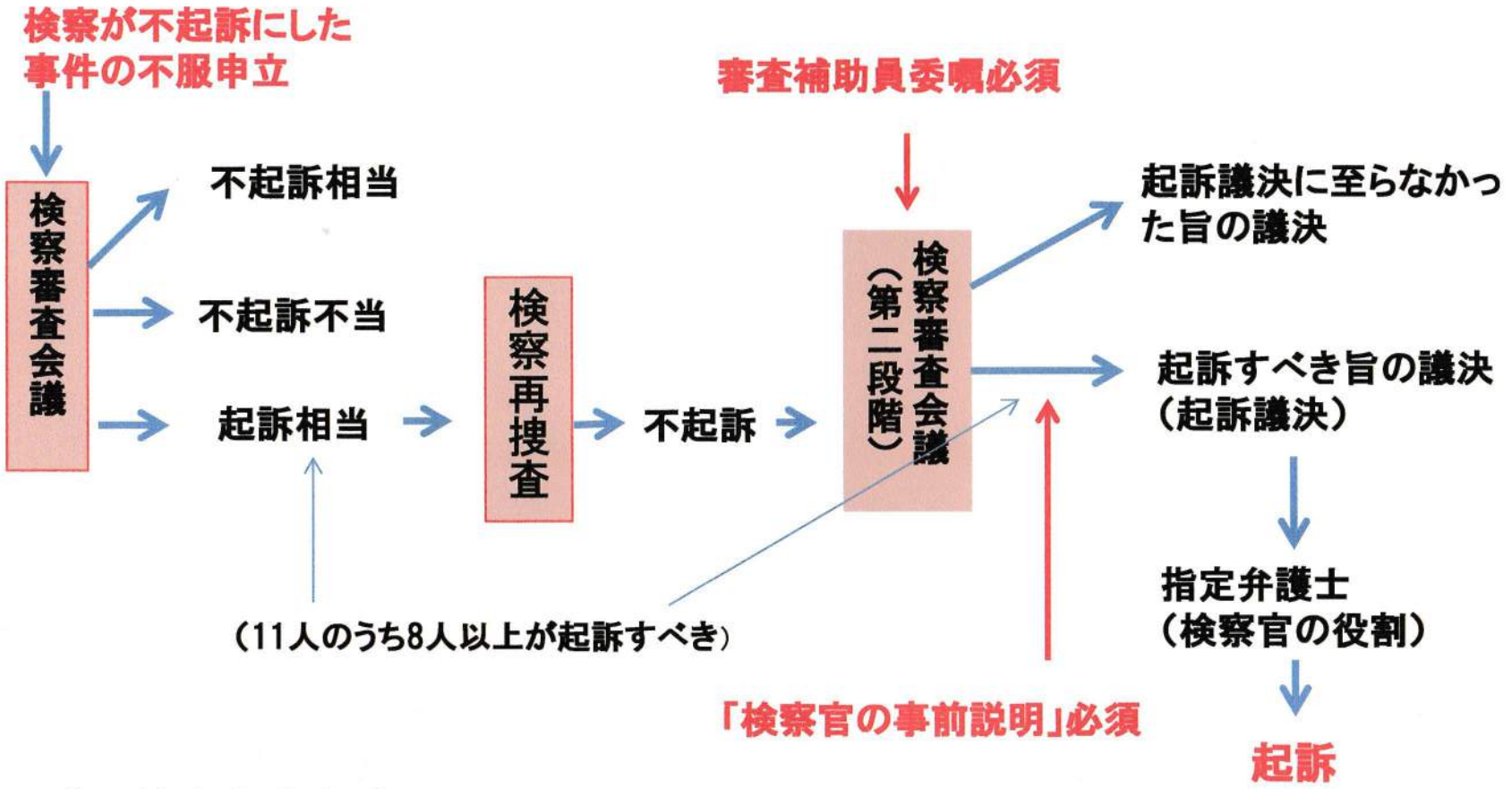

＜改正検察審査会法＞

国民から選ばれた検察審査員（審査員が欠席の場合補充員が加わり全体で11人）が、検察の不起訴判断を審査をし、起訴すべきかどうかを議決する制度。

2009年5月に、2回の検察審査会で、2度とも「起訴すべき」の議決がなされると強制的に起訴される制度に改正された。

議決当初から存在した“架空議決”疑惑

・議決日が民主党代表選投票日

民主代表選投票日9月14日に議決していたことを、10月4日に発表

・審査員平均年齢の3度の言い直し

第2段階の審査員平均年齢

	（37歳の人足し忘れていたとして）		（計算すると34.27歳になると指摘され）	
30.9歳	→	33.91歳	→	34.55歳

第1段階の審査員平均年齢

34.27歳	→	34.55歳

公正なクジで選ぶと、その平均年齢は50歳前後になる確率が高い
1回目と2回目が34.55歳と同じ年齢になる確率は、100万分の1

→公正なクジで選んでいないことは明らか

“架空議決”と判断した理由①

9月8日「議決は10月末公算」とリークしたのに、6日後の9月14日議決（議決が一か月半も早まった）

・9月8日の主要6紙報道（読売、朝日、日経、毎日、産経、東京）
「審査補助員が決まった。これから審査が本格化。議決は10月末の公算」
本当に審査会議が開かれていて、9月14日議決できるほど審査が進んでいれば、「議決は10月末公算」と発表しない。
（9月8日時点で、審査会議の実体がなかったか、審査が全く進んでいない状態であったかのどちらか）

・検審事務局が開示した「審査員日当旅費請求書」を見ると、9月前半の審査会議日は　9月6日、9月14日の2日（スライド20参照）。

→検審関係者は、9月8日「これから審査が本格化。10月末議決」とリークしながら、その後審査会議を開催したとする形すら残さず「9月14日に議決した」と発表した。

急遽の議決日変更（議決日が自在に変更可能）→議決に実体なし →架空議決
議決を早めた理由は、小沢氏が総理になると“架空議決”できなくなるから

“架空議決”と判断した理由②

検察官は議決前に説明に行っていない
（説明を済ませてからでないと起訴議決できない）

検察審査会法41条「起訴議決するときは、予め、検察官に対し検察審査会会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない」

・9月14日以前に、斉藤検察官が検察審査会に説明に行った形跡がない
　東京地方検察庁から入手した出張管理簿253枚から確認(スライド9、10)

・森裕子前議員のブレーンX氏が、9月28日東京地方検察庁舎1階で斉藤検察官に会った。
その時、斉藤氏は「これから検審に小沢さんの不起訴理由を説明に行く」と語った。
（森議員はこのことを国会で追及）

→本当に審査会議が開かれていて、検察官が忙しくて来られなかった場合、審査員たちは斉藤検察官以外の検察官を呼ぶか、議決日を延ばすはずである。
（9月14日にどうしても議決しなければならない理由はない）

検審事務局は、議決を早めたため9月14日前に斉藤検察官を呼ぶことができず、9月28日に呼んだ。斉藤氏は議決したことを知らず、サクラ(？)に向かって説明したとみられる。

別紙 4

4月2日、 斎藤検察官、 東京地裁へ徒歩で出張

出　張　管　理　簿

平成22年4月2日

特別捜査部

番号	旅行命令権者認印	官職・氏名		用務	用務先	交通手段	備考
1		☑検事 ☐副検事 ☐検察事務官 ☐ ☐	齋藤隆博	☐事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☑事務打合せ ☐	葛飾区小菅1-35-1　東京拘置所 千代田区霞が関1-1-1　公正取引委員会 千代田区霞が関1-1-4　東京地方裁判所 千代田区霞が関3-1-1　国税庁 千代田区霞が関3-2-1　証券取引等監視委員会	☑官用車 ☐パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☑その他　（　徒歩　）	☐自宅発　☐自宅着
2		☐検事 ☐副検事 ☑検察事務官 ☐ ☐	[redacted]	☐事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☑事務打合せ ☐	葛飾区小菅1-35-1　東京拘置所 千代田区霞が関1-1-1　公正取引委員会 千代田区霞が関1-1-4　東京地方裁判所 千代田区霞が関3-1-1　国税庁 千代田区霞が関3-2-1　証券取引等監視委員会	☑官用車 ☐パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☑その他　（　徒歩　）	☐自宅発　☐自宅着
3		☐検事 ☐副検事 ☐検察事務官 ☐ ☐		☐事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐		☐官用車 ☐パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他　（　）	☐自宅発　☐自宅着
4		☐検事 ☐副検事 ☐検察事務官 ☐ ☐		☐事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐		☐官用車 ☐パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他　（　）	☐自宅発　☐自宅着
5		☐検事 ☐副検事 ☐検察事務官 ☐ ☐		☐事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐		☐官用車 ☐パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他　（　）	☐自宅発　☐自宅着
6		☐検事 ☐副検事 ☐検察事務官 ☐ ☐		☐事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐		☐官用車 ☐パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他　（　）	☐自宅発　☐自宅着
7		☐検事 ☐副検事 ☐検察事務官 ☐ ☐		☐事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐		☐官用車 ☐パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他　（　）	☐自宅発　☐自宅着

※1　本書は交通費を要しない在勤地内，旅費請求によらない在勤地内及び100キロメートル未満の出張について，出張日毎に作成の上，すみやかに総務課に提出する。
※2　官職・氏名，用務及び用務先欄は，使途に従い不要な文字は抹消し，また別紙を添付するなどして使用することができる。

検審事務局開示の日当旅費請求書から読める審査会日は9月6日のみ

※1　本書は交通費を要しない在勤地内、旅費請求によらない在勤地内及び100km未満の出張について、出張日毎に作成の上、すみやかに総務課に提出する。

別紙4

出　張　管　理　簿

平成22年9月6日

特別捜査部

番号	旅行命令権者認印	官職・氏名	用務	用務先	交通手段	備考
1		☑検事 ☐副検事 ☐検察事務官 ☐ ☐	☑事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐		☐官用車 ☑パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他（　　）	☑自宅発　☑自宅着 ／ 出
2		☐検事 ☐副検事 ☑検察事務官 ☐ ☐	☑事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐		☐官用車 ☑パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他（　　）	☑自宅発　☑自宅着 ／ 出
3		☑検事 ☐副検事 ☐検察事務官 ☐ ☐	☑事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐		☐官用車 ☑パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他（　定期券　）	☑自宅発　☑自宅着 ／ 出
4		☐検事 ☐副検事 ☑検察事務官 ☐ ☐	☑事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐		☑官用車 ☑パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☑その他（　定期券　）	☑自宅発　☑自宅着 ／ 出
5		☑検事 ☐副検事 ☐検察事務官 ☐ ☐	☑事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐		☐官用車 ☑パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他（　　）	☑自宅発　☑自宅着 ／ 出
6		☐検事 ☐副検事 ☑検察事務官 ☐ ☐	☑事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐		☐官用車 ☑パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他（　　）	☑自宅発　☑自宅着 ／ 出
7		☐検事 ☐副検事 ☐検察事務官 ☐ ☐	☐事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐		☐官用車 ☐パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他（　　）	☐自宅発　☐自宅着

斉藤検察官の名前なし

※1　本書は交通費を要しない在勤地内，旅費請求によらない在勤地内及び100キロメートル未満の出張について，出張日毎に作成の上，すみやかに総務課に提出する。
※2　官職・氏名，用務及び用務先欄は，使途に従い不要な文字は抹消し，また別紙を添付するなどして使用することができる。

“架空議決”と判断した理由③－1

（最高裁事務総局は早くから“架空議決”の準備をしていた）
スタートから空の（審査員のいない）東京第五検察審査会を新設

・「既存の検察審査会」では審査員をゼロにすることはできない。
審査員の任期は6か月で、途中の3か月で審査員の半数が入れ替わるルールなので、
審査員をゼロにすることはできない。

・審査員をゼロにする方法は、検察審査会を新設し、スタートから空の（審査員のいない）
検察審査会を作るしかない。

・2008年1月22日に、最高裁が発表（日経新聞が報道）
「2009年5月から、東京第一、第二の二つの検察審査会だったものに、
東京第三、第四、第五、第六の4つの検察審査会を新設する」

2008年1月に発表されたということは、第一次安倍内閣時代（2006年9月～2007年8月）
に“架空議決”の謀略が練られたと考えられる。

“架空議決”と判断した理由③－2

（最高裁事務総局は“架空議決”の準備をしていた）
「審査員を自在に決められる“審査員選定ソフト”を導入」

審査員候補者名簿100名から審査員・補充員を選ぶためのパソコンソフトを導入

ガラガラポンを使用していた「審査員選定クジ引き」もパソコン内でできるようにした

「クジ引きソフト」にはイカサマができる機能を内蔵させた
- ・候補者に候補者名簿記載以外の人を手入力で追加登録できる
- ・クジ引き前に、恣意的に候補者を削除できる
- ・クジ引き後には、クジ引き前のデータが残らない（証拠が残らない）

→都合の良い人を審査員に仕立て、審査員日当旅費の支払い実績を作ることができる。
審査員の平均年齢算出データに使える。

東京第五検察審査会は2009年5月に審査業務を開始したことになっている。
初年度の審査員を選ぶ審査員候補者の名簿は、2008年11月に作成される。
ソフト開発仕様書によると、審査員選定ソフトの納期は2008年10月となっており、初年度の審査員候補者名簿作成から、このソフトが使用されたものと思われる。

候補者情報の入力

候補者を手入力で追加登録できる

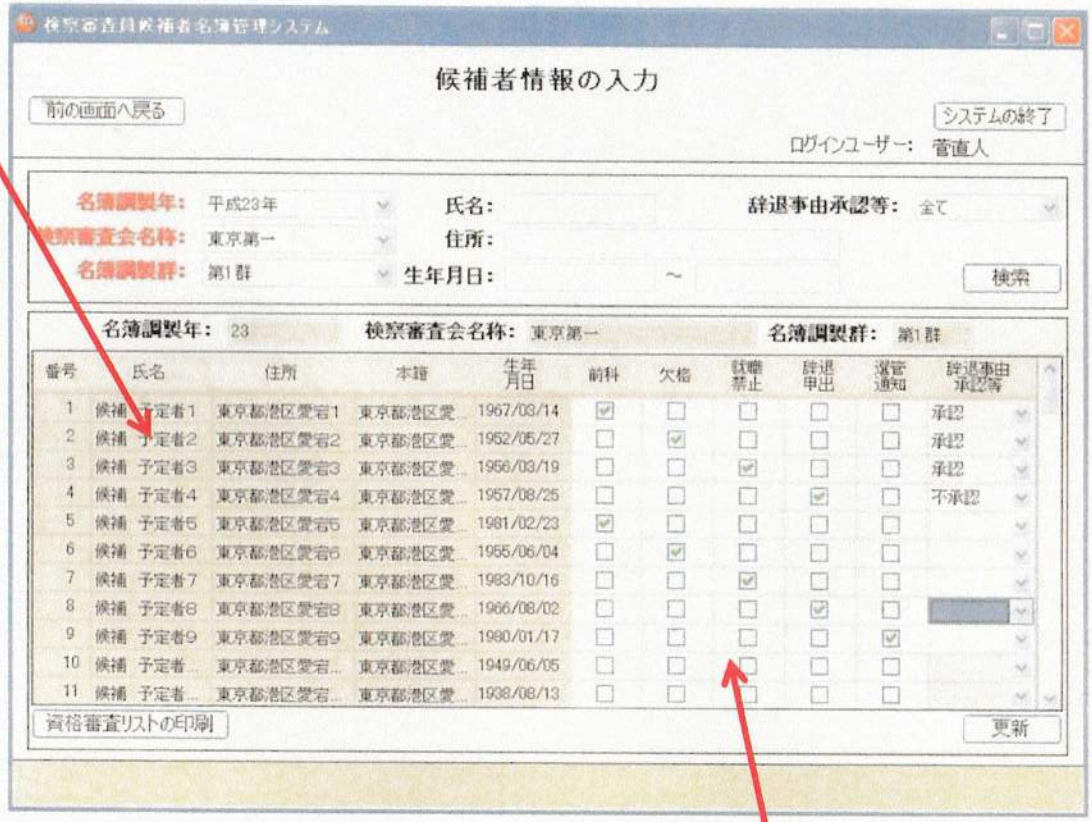

クジ引き前にレ点を入れることで候補者を何人でも削除できる

“架空議決”と判断した理由④

“審査員実在”を示すものを何一つ開示できない

真っ黒な情報開示資料

- 審査員名簿(スライド15)
- 審査員候補者名簿(スライド16)
- 審査員宣誓書
- 審査事件票(スライド17)
  審査事件毎に作成される審査のまとめ

“審査員の生年月”すら明らかにできない

審査会議開催日、審査会議で使用した会議室名も明らかにしない

『生年月』の開示請求に対し、全面マスキング

東京第五検察審査会平成２２年第１群検察審査員及び補充員選定録

平成２１年１２月１８日選定
検察審査員　５名
補充員　５名

平成２１年１２月１８日
東京第五検察審査会事務局長　傳田みのり　印

番号	検察審査員又は補充員の別	氏名	住所	生年月日	備考
1	検察審査員	[redacted]	[redacted]	[redacted]	
2	検察審査員				
3	検察審査員				
4	検察審査員				
5	検察審査員				
6	補充員				
7	補充員				
8	補充員				
9	補充員				
10	補充員				

本選定は上記のとおり施行されたことを証明する。
平成21年12月18日
立会人官職氏名　東京地方裁判所判事　村瀬均
立会人官職氏名　東京地方検察庁検事　川原隆司

『生年月』の開示請求に対し、全面マスキング

2008/11/16

（被集約庁用）

東京第五検察審査会平成２１年検察審査員候補者名簿

群番号	番号	氏名	生年月日	住所	本籍
4	1	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
4	2				
4	3				
4	4				
4	5				
4	6				
4	7				
4	8				
4	9				
4	10				

22年度東京第五検審「審査事件票」33枚の中の2枚目

(2)

審　査　事　件　票

平成２２年１月分
東京地裁管内
東京第五検察審査会
追番号 （[redacted]）

関連事件：平[redacted]年[redacted]号（[redacted]）／平　年　号（　）／平　年　号（　）／平　年　号（　）

受理事項

(1) 被疑者　氏名 [redacted]　性別等　男・・1　女・・2　法人 3 [redacted]

(2) 事件名　[redacted] 被疑事件（[redacted]）

(3) 受理区分　申立て・・・・・・・・・・・・1　職権・・・・・・・・・・・・2　端緒　申立権なき者の申立て・・・a　投書・・・・・・・・・・b　マスコミの報道・・・・・c　その他・・・・・・・・・・d　移送・・・・・・・・・・・・3 [redacted]

(4) 原不起訴処分　理由　起訴猶予・・・・・・・・・・1　嫌疑不十分・・・・・・・・2　嫌疑なし・・・・・・・・・3　罪とならず・・・・・・・・4　その他・・・・・・・・・・5　検察官　検事・・・・・・・・・・・1　副検事・・・・・・・・・・2　検察事務官・・・・・・・・3 [redacted]

(5) 申立人　氏名 [redacted]　性別等　男・・1　女・・2　法人 3 [redacted]　資格　告訴人・・・・・・・・・・1　告発人・・・・・・・・・・2　請求をした者・・・・・・・3　被害者・・・・・・・・・・4　遺族・・・・・・・・・・5　申立権なき者・・・・・・・6 [redacted]　弁護士による申立代理の有無　有

手続事項

(6) 審査期間
- 1 受理　平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
- 2 第１回審査会議期日　平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
- 3 議決　平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
- 審査期間　1～3　[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
- （準備）　1～2　[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間
- （実質審査）　2～3　[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日間

(7) 審査の経過
- 会議等　審査会による　審査会議・・・[redacted]回（[redacted]）／実地見分・・・[redacted]回（[redacted]）／所在尋問・・・[redacted]回（[redacted]）
- 会議等　小委員会による　記録調査等（在庁）[redacted]回（[redacted]）／実地見分・・・[redacted]回（[redacted]）／所在尋問・・・[redacted]回（[redacted]）
- 回数計　[redacted]回
- 証人等の延べ人員　検察官・・・[redacted]人／申立人・・・[redacted]人／被疑者・・・[redacted]人／証人・・・[redacted]人／助言者・・・[redacted]人
- 公務所等照会回数　[redacted]回
- 証人召喚請求回数　[redacted]回
- 不起訴記録の取寄せ　請求　平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日／受理　平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
- 審査補助員延べ出頭数　[redacted]人 [redacted]回

備考

議決事項

(8) 議決区分
- 起訴相当 [redacted]
- 不起訴不当
- 不起訴相当
  - 起訴猶予
  - 法令上刑を免除すべき場合
  - 訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうかが不明確であるか，犯罪の嫌疑が十分でない
  - 訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である
  - 訴訟条件を欠く
- 審査打切り
  - 申立ての取下げがあった
  - 審査申立人が死亡し，又は審査申立てをした法人が存続しなくなった
  - 当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった
  - 職権審査開始後次の事由が判明した
    - (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在
    - (ロ) 法30条ただし書該当
    - (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在
    - (ニ) 管轄権なし

(8) 議決区分
- 申立却下
  - 審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない（法2条1項1号）
  - 申立権がない（法30条）
  - 申立代理人に代理権がない
  - 同一事件について再度の申立てがなされた（法32条）
  - 同一理由の不起訴処分に対する申立て（法41条の8）
  - 申立てが書面によらないでされた（法31条，施行令18条）
  - 申立書の記載が著しく不備で，かつ，補正できない（法31条，施行令18条）
  - 申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない
- 移送　管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった（法30条，施行令21条）
- 移送　同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった（施行令20条2項）

[redacted]

記入内容は全てマスキングされている。
文書間の区別が付かなくなったため番号を打ったとのこと。

（注）この票中，「法」とは検察審査会法を，「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

（最刑一）

“架空議決”と判断した理由⑤

不可解な審査員日当旅費支払(会計検査院も隠蔽工作に荷担)

- 「審査員日当旅費支払」の手続きと書類の流れ(スライド19)
- 審査員日当旅費請求書(スライド20)
- 債主内訳書、支出負担行為即支出決定決議書(スライド21)
- 小沢検審における「審査会議日～地裁発議日～支払予定日」(スライド22)

不可解な日当旅費支払

① 3月9日出席者15人のうち1人だけ3月19日に、14人の分は4月11日に発議。
② 3月開催の4日分をまとめて4月1日に発議。8月開催の3日分を9月6日に発議。
→審査員が実在すればこのような支払い方はしない

会計検査院の核心を外した“審査員実在調査”

2012年7月、参院予算委員会が、会計検査院に対し、支払先が審査員であったかどうかの確認調査を要求した

2013年9月、会計検査院は「11検察審査会について 2011年5月～7月の間に出頭し旅費が支払われた先を調査して、審査員だったことを確認した」と文書で報告した。
小沢事件を担当した東京第五検察審査会の審査期間は2010年2月～10月で、調査はこの期間を外したことになる。

「審査員日当旅費支払」の手続きと書類の流れ

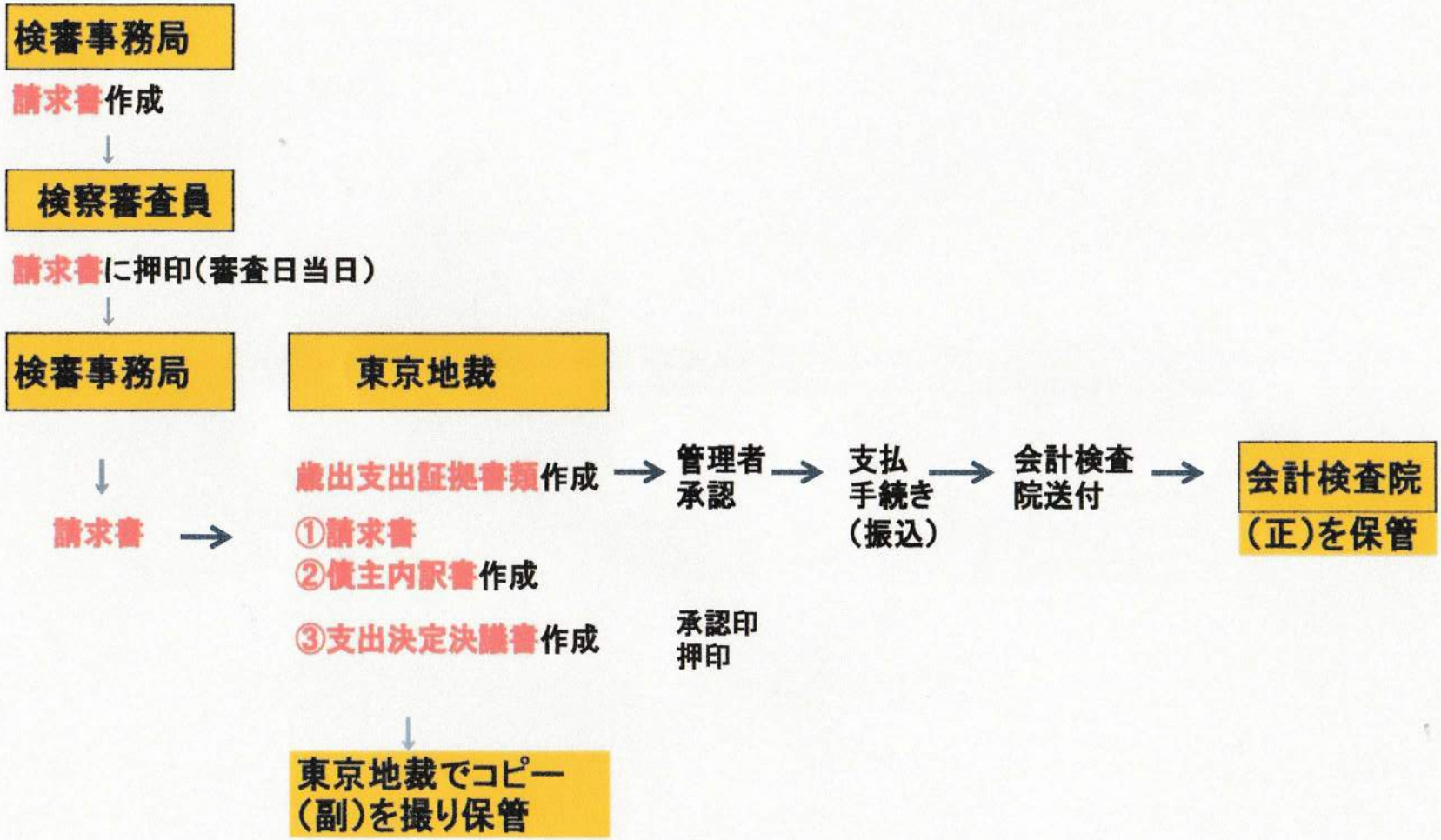

平成22年9月6日請求

審査員の認印

平成22年9月14日請求

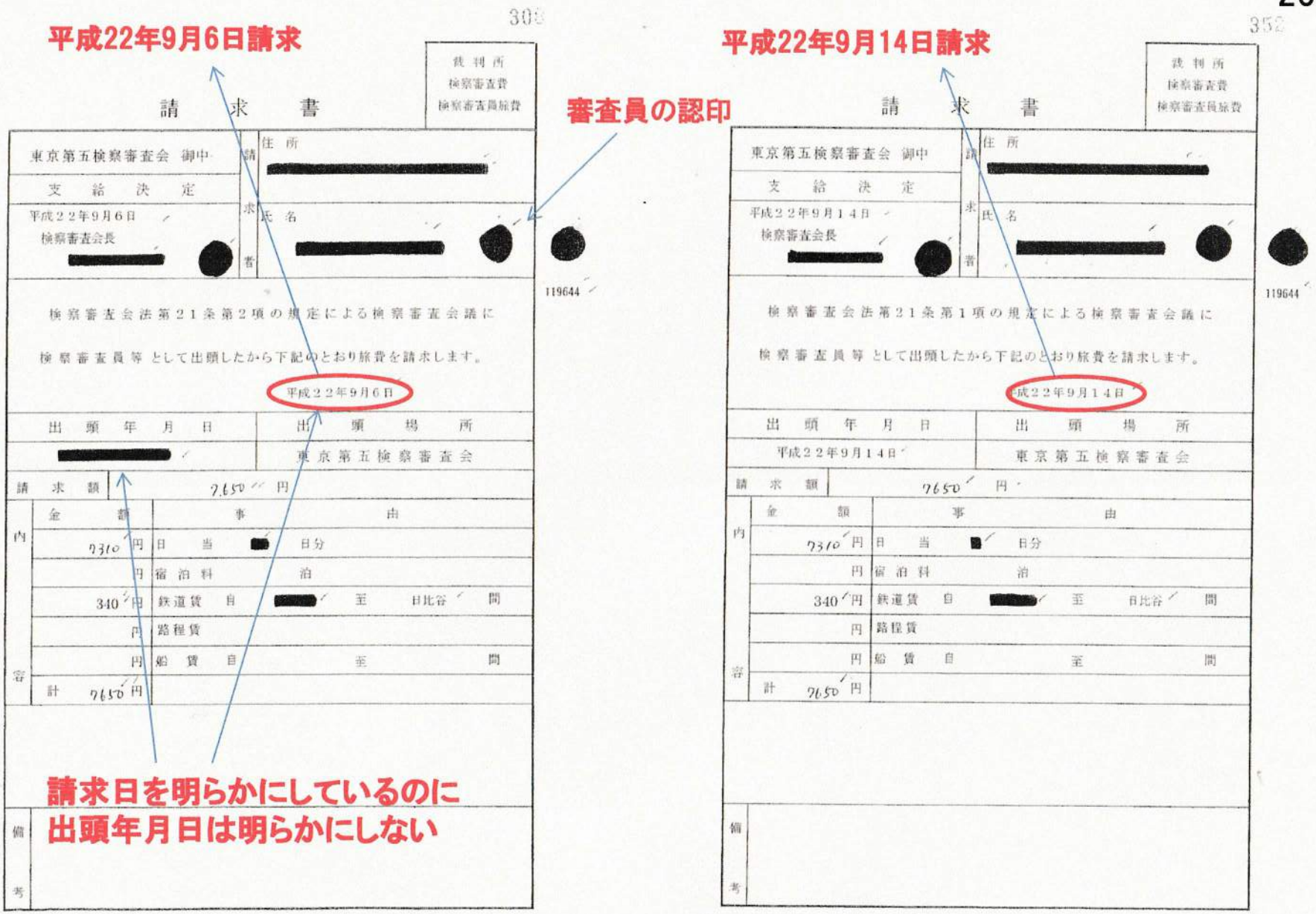

308

裁判所
検察審査費
検察審査員旅費

請　求　書

東京第五検察審査会　御中

支　給　決　定

平成２２年９月６日
検察審査会長

請求者　住所　[redacted]

氏名　[redacted]

119644

検察審査会法第２１条第２項の規定による検察審査会議に
検察審査員等として出頭したから下記のとおり旅費を請求します。

平成２２年９月６日

出頭年月日	出頭場所
[redacted]	東京第五検察審査会

請求額　7650 円

内容	金額	事由
	7310 円	日当 [redacted] 日分
	円	宿泊料　泊
	340 円	鉄道賃　自 [redacted] 至　日比谷 間
	円	路程賃
	円	船賃　自　至　間
	計 7650 円	

備考

請求日を明らかにしているのに
出頭年月日は明らかにしない

352

裁判所
検察審査費
検察審査員旅費

請　求　書

東京第五検察審査会　御中

支　給　決　定

平成２２年９月１４日
検察審査会長

請求者　住所　[redacted]

氏名　[redacted]

119644

検察審査会法第２１条第１項の規定による検察審査会議に
検察審査員等として出頭したから下記のとおり旅費を請求します。

平成２２年９月１４日

出頭年月日	出頭場所
平成２２年９月１４日	東京第五検察審査会

請求額　7650 円

内容	金額	事由
	7310 円	日当 [redacted] 日分
	円	宿泊料　泊
	340 円	鉄道賃　自 [redacted] 至　日比谷 間
	円	路程賃
	円	船賃　自　至　間
	計 7650 円	

備考

発議年月日

支出負担即支出決定決議書

304

支出負担行為担当官 官署支出官	事務局長	次長	経理課長	出納課長	監査係長	出納係長	支出負担行為係長

確認者

入力者

整理番号	発議年月日	支払予定日	年度	負担区分	相殺請求番号
0034218	22. 9.13	22. 9.13	22	00	

所属	03	裁判所
会計	00000	一般会計
組織等	010	裁判所
項	030	検察審査費
目	086020	検察審査員旅費
目の細分		
節の細分		検察審査員旅費
債権者 氏名又は名称		
主たる住所		
金融機関 銀行・店舗		
預金種別	口座番号	金額 137,874 円
外貨額		
受入年度及び受入科目名		
会計区分	01	通常
支出決定区分	01	通常
支払方法		支払時期 1 通常
持参額	円	繰越表示 未精算額 円
分任官		
分任官整理番号		

摘要	＊東京第五検察審査会旅費日当支払 [redacted]

所属		
工事		
仮訳区分	5215	その他の経費
勘定科目（借方）	184100000000	その他の経費
勘定科目（貸方）	020500000000	未払金
予算事項	006	検察審査業務に必要な経費
主要経費別分類	95	その他の事項経費

発議係コード	内訳 種別	内訳 件数	関連番号	支払回数	略科目コード	課税対象表示	債主別支払金額 出力区分1	出力区分2
					906332			

支払予定年月日 22. 9.24 繰越予定年月日

国庫債務負担行為整理番号	設定年度
国庫債務事項	
電文通番	00172

支払予定日

振込口座と振込金額

債主内訳書

305

整理番号	納付書区分	人数
0034418		

内訳書 最終表示

1	債権者 氏名又は名称	000119644		
	主たる住所			
	金融機関 銀行・店舗			
	預金種別	口座番号 [redacted]	金額	7,650 円
2	債権者 氏名又は名称	000119661		
	主たる住所			
	金融機関 銀行・店舗			
	預金種別	口座番号 [redacted]	金額	7,730 円
	支払方法	3 振込	課税対象表示	
3	債権者 氏名又は名称	000119679		
	主たる住所			
	金融機関 銀行・店舗			
	預金種別	口座番号 [redacted]	金額	7,690 円
	支払方法	3 振込	課税対象表示	
4	債権者 氏名又は名称	000119687		
	主たる住所			
	金融機関 銀行・店舗			
	預金種別	口座番号 [redacted]	金額	7,690 円
	支払方法	3 振込	課税対象表示	
5	債権者 氏名又は名称	000119695		
	主たる住所			
	金融機関 銀行・店舗			
	預金種別	口座番号 [redacted]	金額	8,090 円
	支払方法	3 振込	課税対象表示	
6	債権者 氏名又は名称	000119806		
	主たる住所			
	金融機関 銀行・店舗			
	預金種別	口座番号 [redacted]	金額	7,890 円
	支払方法	3 振込	課税対象表示	

電文通番 00172

審査会議日～発議日(支払確定日）～支払予定日

審査会議日	2月9日	2月23日	3月9日（※1）		3月16日 初回審査	3月23日	3月30日	4月6日	4月13日	4月20日	4月27日 議決日
発議日		3月19日	遠距離1人 3月１９日	14人4月1日 （※２）	4月1日 (※２）	4月1日 (※２）	4月1日 (※２）	4月12日	4月16日	4月22日	4月30日
発議までの日数	3	25	10	23	16	9	2	6	3	2	3
支払予定日	２月	3月24日	3月24日	4月9日	4月9日	4月9日	4月9日	4月19日	4月26日	4月30日	5月12日

審査会議日	6月22日	7月13日	7月27日	8月4日 初回審査	8月10日	8月24日	8月31日	9月6日	9月14日 議決日	9月28日	10月4日
発議日	6月24日	7月20日	8月2日	8月13日	9月6日 （※３）	9月6日 （※３）	9月6日 (※３）	9月13日	9月17日	10月1日	10月13日
発議までの日数	2	7	6	9	27	13	6	7	3	3	9
支払予定日	6月30日	7月27日	8月10日	8月30日	9月15日	9月15日	9月15日	9月24日	9月27日	10月8日	10月20日

不可解な日当旅費支払

※１：3月9日出席15人のうち、１人（船・飛行機利用の出席者、40,950円請求）のみ3月19日発議、
残り14人は4月1日に発議。

※２：3月9日出席者14人、3月16日、3月23日、3月13日の出席者分をまとめて4月1日に発議（黄色）

※３：8月10日、8月24日、8月31日の出席者分をまとめて4月1日に発議 （青色）

「森裕子前参院議員の一市民提訴」 の背景に、最高裁架空議決説と検察捏造捜査報告書誘導説の対立

森氏の一市民提訴事件

2013年10月、「一市民が斬る！」ブログの記載内容に名誉棄損があるとして、500万円の損害賠償を求める訴訟を起こした。
2014年4月18日結審。7月18日判決。(「一市民が斬る!！」参照)

最高裁架空議決説

最高裁事務総局が、管轄下の検察審査会事務局を使って、検察審査員を選ばず、審査会議を開かず、“架空議決”をした

検察捏造捜査報告書誘導説

審査員が存在し、検察が捏造した捜査報告書により、その審査員が誘導され起訴議決の判断を下した

捏造捜査報告書の流出により、検察誘導説優勢に

小沢判決(2012年4月26日)前後で、2件の捏造捜査報告書流出事件発生

検察が「小沢氏はクロ」と印象付けるような捜査報告書を捏造し、東京第五検察審査会に提出した。その後、その捜査報告書流出事件が連続して起きた。

① 2012年4月23日発売の週刊朝日
爆弾スクープ『極秘「捜査報告書」の全貌をついに掴んだ』

② 2012年5月2日　何者かが、ロシアサーバーを通し、歌手・八木啓代氏に「捜査報告書」を届けた

森氏は、小沢判決後に上梓した『検察の罠』で、「この(起訴)議決は検察当局の捜査報告書の捏造という犯罪によって誘導されたものである」「(捏造報告書は)検察の良心的な人がリークしたのではないか」と書いた。

この流出事件発生以降、「(審査員がいて)検察捏造報告書に誘導され起訴議決に至った」と多くの人が思い込むようになった。

捏造捜査報告書を流出させた犯人は？その目的は？

捏造捜査報告書は森前議員周辺から流されていた？

2013年3月、森氏のブレーンＸ氏の衝撃発言「私がロシアサーバーに流した」
2013年5月、サンデー毎日記者から志岐に宛てられたメール
『Ｘ氏が「俺がロシアサーバーに流した」と言ったのは事実です。…』

捏造捜査報告書を流出させた目的は？

検察審査会疑惑の責任を最高裁から検察の所為に転嫁しようとした？
国家の大スキャンダル“最高裁の不正”を隠すためか？